

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	春日部市(以下「本市」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、本市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳を基に、予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請により転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給連携を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 予防接種ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第67条の2
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(25、26、153、154の項) (照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(153の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康保険部健康課
②所属長の役職名	次長(兼)健康課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市政情報課市民相談・情報公開担当 所在地:〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、事務取扱者、取得、保管、廃棄等に関し、取り決めをしており、人員のミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 共通基盤(連携・統合宛名) 3. 春日部市中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー	事前	システム入れ替えのため
令和3年3月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加	事後	事務の追加のため
令和3年3月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務		ワクチン接種記録システム(VRS)の追加	事後	事務の追加のため
令和3年3月28日	3.個人番号の利用		番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)を追加	事後	事務の追加のため
令和4年3月25日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	新型コロナウイルス等対策特別措置法「等」による予防接種の実施に関する事務	事後	事務の追加のため
令和4年3月25日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。」を追加	事後	事務の追加のため
令和4年3月25日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号 ・番号法第19条第5号	・番号法第19条第16号 ・番号法第19条第6号 (情報提供)番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、16の3項、(情報照会)番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、17項、18項、19項を追加	事後	事務の追加のため
令和4年3月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携			事後	事務の追加のため
令和4年12月13日	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する記載の移動		以下の内容を移動	事後	評価書番号9「予防接種に関する事務 基礎評価書」への、「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」に関する部分の移動
令和4年12月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	新型コロナウイルス等対策特別措置法等による予防接種の実施に関する事務	新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和4年12月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の移動	事後	
令和4年12月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		ワクチン接種記録システム(VRS)の移動	事後	
令和4年12月13日	3.個人番号の利用		・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項を移動	事後	
令和4年12月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(情報提供)番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、16の3項、(情報照会)番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、17項、18項、19項を移動	事後	
令和4年12月13日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号	1. 番号法第19条第8号	事後	
令和4年12月13日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	次長(兼)健康課長	健康課長	事後	
令和4年12月13日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康課長	次長(兼)健康課長	事後	
令和4年12月4日	所在地	春日部市中央六丁目2番地	春日部市中央七丁目2番地1	事前	庁舎移転のため
令和7年2月28日	—	—	新様式への対応	事後	
令和7年2月28日	1 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条1項、別表第一の93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第67条の2	・番号法第9条1項、別表の126の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第67条の2	事後	
令和7年2月28日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における提供の根拠) 第3項(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4項(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における照会の根拠) 第1項(情報照会)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2項(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づき主務省令第2条の表 (別表主務省令第2条の表における提供の根拠) 第3項(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4項(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が含まれる項(153、154の項) (別表主務省令第2条の表における照会の根拠) 第1項(情報照会)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2項(特定個人情報)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法」が含まれる項(153の項)	事後	
令和7年2月28日	1 関連情報 5 情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報に定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)別表第二省令 (別表第二主務省令における提供の根拠) 別表第二省令(第59条の2) (別表第二主務省令における照会の根拠) 別表第二省令(第59条の2)	添削	事後	